

新規事業

今年度から始まります 带状疱疹ワクチンの予防接種



対象の方には4月末日までに申込書を同封した案内書を送付しますので、接種を希望する方は申し込んでください。

《対象者》 ※下記のいずれかに該当する方

- 2025年度中に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方
- 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、身体障害者手帳1級を所持している方

《接種の流れ》

市に申し込み後接種券が送付されますので、対象の医療機関に予約し接種を受けてください。

《申込窓口》

- 健康・こども未来課 健康推進係 ▪ 各支所

《接種費用(自己負担額)》

- 生ワクチン「ビケン」(1回接種)・・・4,000円
- 組換えワクチン「シングリックス」(2か月間隔で2回接種)・・・11,000円×2回

※接種医療機関など詳しくは送付する案内を確認してください。

☎健康・こども未来課 健康推進係  
☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282

拡充

対象者拡充 遠距離通学支援制度

《対象者》

従来の対象者	小学校	[通学距離]片道3km以上
	中学校	[通学距離]片道6km以上 ※美土里中学校・高宮中学校は12月～3月の期間は5km以上
拡充する対象者	<b>疾病・障害を理由とする場合※1</b> ※通学距離は問いません。 ※他の制度で通学費と同等の支給を受けられることができる方は対象外です。	

※1疾病・障害を理由とする場合

- 身体障害者手帳所持者で、徒歩での通学が困難と医師が認めた方
- 事故および疾病などが理由で、徒歩での通学が困難と医師が認めた方
- 上記以外の理由で、客観的に徒歩での通学が困難であると判断できる書類(医師の診断書など)を提出し、教育委員会が認めた方

随時受け付けていますので、該当する方は在籍している学校、または下記へ問い合わせてください。

☎教育総務課 総務係  
☎お太助フォン 42-0049 ☎42-4396

2025年度 まちづくり助成金



市民団体などの自主的なまちづくりの活動に対して、助成金を交付します。

《対象団体》

- 構成員が5人以上で、安芸高田市在住の方が含まれる、または所在地が本市にある団体

《審査対象の活動》 ※下記のいずれかに該当する活動

- 市が抱える課題の解決や魅力向上、人材育成につながる活動
- 市に広く利益をもたらすことができる活動

■採択事例

- 古民家を改修し人が集うコミュニティー拠点を整備
- 郡山城跡の登山道周辺の整備、落ち葉などの清掃活動
- 地域内でキッズ食堂を開き季節に合わせた行事を開催

《申請方法》

市ホームページから申請書をダウンロードし政策企画課地方創生推進係に提出

《申込期限》

5月23日(金)17:00 ※必着

《助成金額》 上限20万円/1団体

《助成対象活動期間》

交付決定後から2026年3月31日(火)まで

■審査会(申請団体は出席必須)

各申請団体が企画内容を発表し、その内容を「安芸高田市まちづくり助成金運営委員会」が審査します。この審査結果を受けて、市が助成金を交付します。

☎政策企画課 地方創生推進係  
☎お太助フォン 42-5612 ☎42-4376

子どもが主役!

未来をつくる 学びのチカラ

吉田小学校



市内の小中学校で行われている“学び”を紹介します



今年も広島女学院大学の三樹正典教授を講師に迎え、描き方を学びながら制作を進めました。

心の奥にある思いに向き合い 「自分」という存在を描く

1913年から受け継がれている吉田小学校の自画像制作。2月20日(木)、6年生が鏡の中の自分と向き合いながら挑みました。この取り組みは、児童たちの愛校心を育み、将来への展望を持たせることが目的。「どんな表情を描こうか」「どんな未来を思い描こうか」。さまざまな思いを巡らせながら、4時間かけて一人一人の「自分」がキャンパスの上に浮かび上がります。真剣に自分と向き合い、一筆一筆に思いを込めたこの経験は、児童たちにとってかけがえのない思い出となったはずです。



しもせ ほのか 下瀬 穂佳さん

目は大きさや場所によって印象が変わるので、何度も描き直して、うまく描けたと思います。お父さんが描いた自画像も見たのですが、自分の方が上手にできたかなと思いました(笑)。あと、卒業生が描いた絵がずっと残り続けるのはすごいなと感じました。将来は気象予報士になって、正確な予報をすることで災害の被害を減らすことに役立ちたいです。



まつなが とわ 松永 都和さん

お母さんやおばあちゃんが昔やったことを、自分もできてうれしかったです。眉毛は毛がいろいろな方向に生えている感じを上手く表現できたと思います。難しかったのは鼻の形で、20回くらい描き直しました。将来の夢は信頼される薬剤師。お父さんが薬剤師として働いている姿を見て、カッコいいと思ったからです。夢を叶えるために勉強を頑張ります!

☎学校教育課 ☎お太助フォン 42-5628

国保だより

繰り返し使える処方箋 リフィル処方箋

リフィル処方箋とは

慢性疾患など、症状が安定している患者が一定期間内に繰り返し使用することができる処方箋です(最大3回まで)。通院する回数が少なくなり、再診料を軽減することができます。

「リフィル処方箋」の交付を受けた場合、医療機関の受診は初回のみで、2回目以降は直接薬局で薬を処方してもらうことができます。

※「リフィル処方箋」の交付には医師の判断が必要です。症状が該当するか医師に確認してください。

リフィル処方箋の使い方

1回目

交付日から4日以内に薬局で調剤してもらいます。調剤後は、次回調剤予定日が記載された処方箋が返却されますので、なくさないよう保管してください。

2回目以降

処方箋に記載された調剤予定日の前後7日以内に薬局で調剤してもらいます。医療機関の受診がありませんので、服用中に気になったことや症状の変化は薬剤師へ相談してください。必要な場合は、医療機関を受診してください。

※継続的な薬学的管理指導を受けるため、同一の薬局での調剤が推奨されています。

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619